

永平寺町職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第6号

永平寺町職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町職員の単身赴任手当の支給に関する規則(平成18年永平寺町規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が」に改める。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項第6号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第1項に規定する法人に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に改め、同項を同条とする。

第7条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として町長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「欠くに至った日」の次に「(町長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で町長が定める日)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の永平寺町職員の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。